



惜春の候、皆様におかれましては、益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

また、日頃より、和光市駅北口土地区画整理事業にご理解・ご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、今号では第35回審議会の開催等についてお知らせいたします。



第35回土地区画整理審議会を開催します

駅北口土地区画整理審議会を下記の日程で行います。

1. 日時 平成31年5月15日（水）午後2時00分から
2. 場所 駅北口土地区画整理事業事務所 会議室
3. 議題 (1) 和光都市計画事業和光市駅北口土地区画整理事業評価員の選任について【諮問】
(2) 平成31年度工事等の予定について【説明】

建築行為等の制限について

～事前に相談をお願いします～

施行地区内において、家の新築や増改築、ブロック塀などの工作物の新設、駐車場の新設等を行う場合は、市長の許可が必要となりますので、事前にご相談ください。

また、事業に支障がある場合、建て替え等について不許可となる場合がありますので、建築等を予定している方は、ご注意ください。

これは、建物などを建てた後に、区画整理事業によって、再度移転するような事態にならないようにするものです。

◎区画整理に関するお問合せ・ご相談は下記までお尋ねください

〒351-0111 和光市下新倉1丁目5番55号

「駅北口土地区画整理事業事務所」

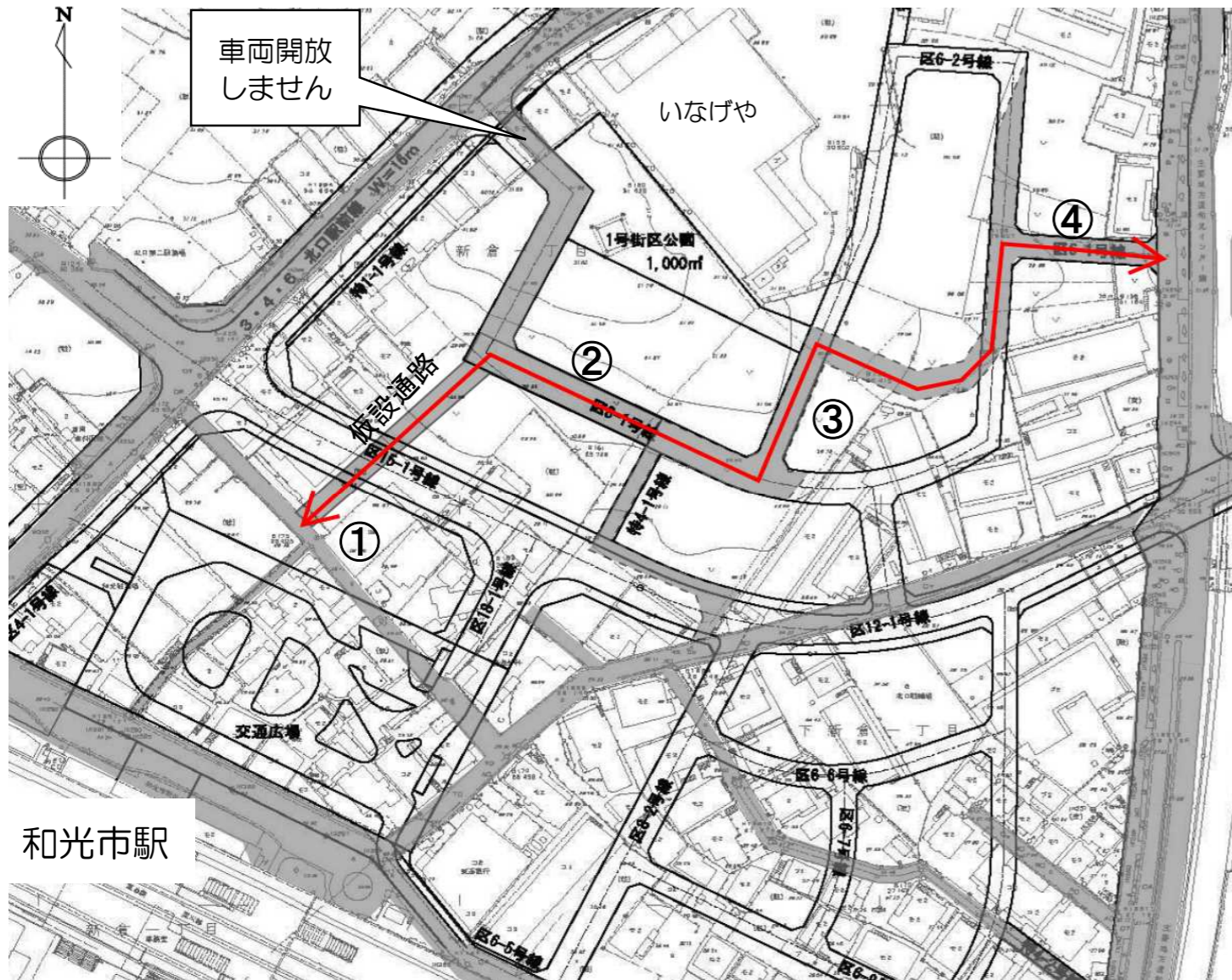
TEL：048-450-1602 FAX：048-450-1603
mail：e0500@city.wako.lg.jp



通行にご注意ください

現在、西側地区（新倉1-11、12付近）の道路は歩行者・自転車専用であり、例外として関係する工事車両及び仮換地利用者の車両に限り開放してきました。今後、仮換地の使用収益の開始に伴い駐車場等の土地利用も行われます。このため、下記の道路においては一般の車両通行も多くなりますので、通行する際には十分ご注意ください。

■一般車両が通行する道路（下記の赤線区間） 区8-1号線・区6-1号線・区6-2号線の一部、仮設通路



凡例

- 現道及び区画道路
- 一般の車両が通行する道路

■現在の道路状況（平成31年4月現在） 仮設通路の入り口（図面の①）



区8-1号線（図面の②）



気をつけて
ください！



区6-2号線（図面の③）



区6-1号線（図面の④）

